

表4-6 環境月間関連行事

行事名	内容	主催	場所	期日
地球環境を守るかごしま県民運動推進大会	講演、環境保全活動団体等の表彰等	地球環境を守るかごしま県民運動推進会議	鹿児島市	平成28年6月22日
かごしま環境パートナーズ企業パネル展	環境パートナーズ企業の環境保全活動をパネルで紹介	鹿児島県	鹿児島市	平成28年6月1日～6月30日
環境教育授業	大気・水質についての学習及び大気測定車の公開等	鹿児島県	いちき串木野市 出水市 志布志市	平成28年6月2日 6月10日 6月13日
ウミガメ保護パトロール	ウミガメ保護パトロール	鹿児島県内の市町村	県内のウミガメの上陸する海岸	平成28年5月～9月
錦江湾クリーンアップ作戦・夏の部	錦江湾岸の海岸清掃活動	錦江湾みらい総合戦略推進協議会	鹿児島市 鹿屋市	平成28年6月3日 平成28年6月26日
小規模事業場等排水対策指導	小規模事業場への立入指導	鹿児島県	鹿屋市等 (8事業場)	平成28年6月14日, 21日
産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	不法処理防止対策の強化等を図るための情報交換等	鹿児島県	鹿児島市	平成28年6月27日
「九州まちの修理屋さん」登録店募集	九州7県で実施するキャンペーン「九州まちの修理屋さん」の登録店募集	鹿児島県	県内	通年

第3節 調査研究・監視測定等の充実

1 環境保健センター

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に環境センターと衛生研究所を統合して設置され、大気や水質などに関する監視調査のほか、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析、調査・研究などを行っています。（資料編12-(1), (2)）

(1) 監視調査

大気環境や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行い、その結果を解析・評価しています。また、県下の大気環境については、テレメータシステムによる常時監視を行い、測定結果は、リアルタイムでインターネットに公表しています。

(2) 環境・保健衛生情報の収集・管理・解析

大気、水質、土壌などに関する環境情報及び産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

(3) 調査・研究

大気環境や水質環境の保全対策に係る調査など行政ニーズや地域特性に応じた調査研究を行っています。

第4節 環境情報の整備・提供

平成27年版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援し、それらの情報を県のホームページに掲載しています。

第5節 公害紛争の適正処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置されています(P192参照)。県公害審査会においては、公害等調整委員会が扱う紛争以外の紛争について、あっせん、調停、仲裁の手続を行います。

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき庁内関係課及び地域振興局等に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。(表4-7)

表4-7 公害苦情相談員(平成28年度)

(単位：人)

区分	公害苦情相談員			公害苦情処理事務を行う職員数 [※]			計
		うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任	
県	28	0	28	22	0	22	50
市町村	0	0	0	196	0	196	196
計	28	0	28	218	0	218	246

※ 公害苦情相談員は除く。

2 公害苦情

(1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成28年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口へ新規に寄せられた苦情件数は、1,049件でした。

種類別にみると、典型7公害に関する苦情件数が453件（構成比43.2%）、典型7公害以外のものが596件（同56.8%）となっています。

典型7公害に関する苦情の内訳をみると、悪臭156件（構成比34.4%）、騒音132件（同29.1%）、水質汚濁92件（同20.3%）の順となっています。（資料編13-（1））

(2) 受理機関別苦情件数

平成28年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が5件（構成比0.5%）、市町村が1,044件（同99.5%）となっています。

市町村別にみると、受理件数が多い方から鹿屋市311件、鹿児島市219件、指宿市187件の順となっています。この3市で全体の68.7%を占めています。

（資料編13-（2））

3 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。（表4-8、表4-9）

表4-8 業種別の公害防止協定締結事業所数

（平成29年3月末現在）

業種・事業所等別	農業等	鉱業	建設	食料品	衣料・繊維	木材・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産業廃棄物・処理場	その他	合計
件数	113	4	10	57	1	4	5	5	0	11	0	6	7	10	8	40	53	334

表4-9 県・市町村及び企業との3者協定

企業名	締結年月日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年7月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年3月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成4年8月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成4年12月16日

第6節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫）、環境再生保全機構（旧環境事業団）及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（制度資金）の融資を受けた事業者で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編14-（1））

2 鹿児島県中小企業融資制度（産業おこし応援資金）

中小企業者等が、自動車、電子、食品、健康・医療、バイオ、環境・新エネルギー又は観光関連産業における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするときに必要な資金の融資を受けることができる制度です。

① 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、自動車関連産業、電子関連産業、食品関連産業、健康・医療関連産業、バイオ関連産業、環境・新エネルギー関連産業又は観光関連産業における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするもの

② 融資対象経費（環境・新エネルギー産業関連）

- ア 環境汚染防止に資する事業
- イ 地球温暖化対策に資する事業
- ウ 廃棄物処理・資源有効利用に資する事業
- エ 自然環境保全に資する事業

③ 主な融資条件

- ・ 資金用途 運転資金・設備資金
- ・ 融資限度額 1億5,000万円
- ・ 融資期間 運転資金 7年以内（うち据置24月以内）
設備資金 15年以内（うち据置36月以内）
- ・ 融資利率 年1.80%～2.45%（10年超は変動金利）
- ・ 保証料率 年0.13%～1.58%

なお、環境マネジメントシステムを導入している事業者については、全資金を対象に金融機関が融資利率を0.1%引き下げることができます。